

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四〇号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、郵便等投票の対象者の拡大

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人として、介護保険法第七条第三項に規定する要介護者であるもので政令で定めるものを加えるものとする。

二、郵便等投票における代理記載制度の導入

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、郵便等の方法により投票をしようとするものうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができるものとする。

三、罰則

1 二により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかったとき

は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処するものとする。

2 1のほか、二により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもって、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、1と同様とするものとする。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。